

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月18日

茨城県人事委員会

写

茨人委第232号
令和元年10月18日

茨城県議会議長 川 津 隆 殿

茨 城 県 知 事 大井川 和 彦 殿

茨城県人事委員会
委員長 足立 勇人

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて、給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに	1
1 職員給与の現状	2
2 民間給与の現状	3
3 職員と民間従業員の給与比較	4
4 物価及び生計費の動向	5
5 給与制度等をめぐる動向	6
むすび	7
1 職員の給与	7
2 公務の運営	8

別紙第2 勧告

I 平成31年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正	
1 職員の給与に関する条例の改正	13
2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	13
3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	14
II 給与制度改正のための関係条例の改正	
1 職員の給与に関する条例の改正	14
2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	14
3 職員の育児休業等に関する条例の改正	15
III 改定の実施時期等	
1 改定の実施時期	15
2 住居手当の支給に関する経過措置	15

別記 給料表

別記第1	16
別記第2	54
別記第3	56

別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているものであり、人事委員会は情勢適応の原則、均衡の原則など地方公務員法の趣旨に則り、中立・公正な専門機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、知事及び議会に報告・勧告することとされている。

このうち、職員の給与については、毎年、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を行い、職員と民間企業従業員の給与を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本として、国、他の都道府県の状況、地域の生計費その他の事情を総合的に勘案しながら、報告及び勧告を行っているところである。

近年、急速な人口減少や少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化など、これまでに経験したことがない時代の転換期を迎える中、本県においては、昨年11月に新たな「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」を策定し、その基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、積極的に政策を展開しているところである。

職員が対応すべき行政課題も複雑かつ多様化しており、こうした行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材の確保・育成や能力・実績に基づく人事管理を推進する必要がある。また、長時間労働の是正に向け、時間外勤務の上限設定や職員の心の健康づくりの推進等、職員の良いかつ効率的な勤務環境の整備に取り組むことにより、職員の士気や意欲を高め、公務運営の活性化を図っていくことが必要である。

こうした中、本委員会としては、職員一人ひとりが時代の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、自ら意欲を持って困難な業務に積極的に取り組み、「新しい茨城」づくりに挑戦していけるよう、本年も適正な給与水準の確保や働きやすい勤務環境の整備等について、調査・検討を重ね、勧告に臨んだところである。

本委員会としては、今後とも地方公務員法の趣旨に則り、職員の適正な勤務条件の確保に努めてまいる所存である。

1 職員給与の現状

本委員会は、職員（企業職員、病院事業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。）の給与を検討するため、本年4月現在で職員給与実態調査を実施したが、その結果は、次のとおりである。

(1) 職員構成

職員構成の状況は、表－1のとおりであり、職員数は30,988人となっている。

職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び福祉職の7種11給料表並びに任期付職員及び任期付研究員の給料表の適用を受け、その平均年齢は、42.4歳である。

また、学歴別人員構成は、大学卒79.8%、短大卒6.6%、高校卒13.6%、性別人員構成は、男性58.0%、女性42.0%となっている。

表－1 職員構成の状況

職 員 数		平 均 年 齢		平均経験年数	
30,988人		42.4歳		20.1年	

学歴別人員構成比				性別人員構成比	
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男 性	女 性
79.8%	6.6%	13.6%	0.0%	58.0%	42.0%

(注) 育児休業中及び公益的法人等派遣の職員等を除く（次表について同じ）。

(2) 平均給与月額

平均給与月額は、表－2のとおりであり、職員全体では394,171円となっており、うち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（新規学卒の採用者等を除く。）では380,817円となっている。

表－2 職員の平均給与月額

	給 料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全 職 員	353,633円	22,086円	4,986円	7,960円	5,039円	467円	394,171円
うち 行政職員	336,482円	21,528円	8,193円	8,880円	5,563円	171円	380,817円

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。
 2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）等を含む。
 3 行政職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員。

2 民間給与の現状

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,284のうち262事業所について、職種別民間給与実態調査を実施した。

調査では、公務に類似すると認められる職種の職務に従事する者12,334人について、給与改定の有無にかかわらず、本年4月分として個々の従業員に実際支払われた給与月額等を実地に調査した。同時に、各企業における給与改定の状況等についても調査を実施した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

調査完了率は、各民間事業所の御協力を得て、本年も84.3%と高いものとなっている。

調査結果については、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、表－3のとおり、大学卒で33.8%（昨年32.0%）、高校卒で31.7%（同32.4%）となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で46.3%（同43.7%）、高校卒で44.0%（同51.8%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で53.7%（同56.3%）、高校卒で54.5%（同46.8%）となっている。

表－3 民間における初任給の改定状況

学歴	項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	33.8 %	(46.3) %	(53.7) %	— %	66.2 %
	500人以上	43.1	(67.7)	(32.3)	—	56.9
	100人以上 500人未満	31.4	(19.0)	(81.0)	—	68.6
	50人以上 100人未満	16.7	(33.3)	(66.7)	—	83.3
高校卒	規模計	31.7	(44.0)	(54.5)	(1.5)	68.3
	500人以上	30.3	(61.3)	(38.7)	—	69.7
	100人以上 500人未満	37.2	(31.1)	(68.9)	—	62.8
	50人以上 100人未満	22.2	(37.5)	(50.0)	(12.5)	77.8

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

(2) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況は、表－４のとおりであり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は38.4%（昨年40.5%）となっており、昨年に比べて2.1ポイント減少している。

また、民間における定期昇給の状況は、表－５のとおりであり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は96.1%（昨年95.9%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は27.1%（昨年28.0%）、減額となっている事業所の割合は5.8%（同2.0%）となっている。

表－４ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	38.4%	8.3%	—%	53.3%
課長級	25.4	11.9	—	62.7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

表－５ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係員	96.1%	96.1%	27.1%	5.8%	63.2%	—%	3.9%
課長級	88.3	88.3	25.0	4.1	59.2	—	11.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、個々人の主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式で、本年4月分の給与額を比較した。

較差の状況については、表－６のとおりであり、民間給与が職員の給与を1人当たり393円（0.10%）上回っていることが明らかになった。

表－6 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100\right)$
381,210円	380,817円	393円 (0.10%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、表－7のとおり、平均所定内給与月額との4.51月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.45月)を上回っている。

表－7 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (A ₁) 上半期 (A ₂)
特別給の支給額	下半期 (B ₁) 上半期 (B ₂)	793,992円 772,264円	
	特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B_1}{A_1}\right]$ 上半期 $\left[\frac{B_2}{A_2}\right]$	2.29月分 2.22月分
特別給の支給割合年間計			4.51月分

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

4 物価及び生計費の動向

本年4月の小売物価統計調査(総務省)に基づく消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.9%、水戸市では1.3%それぞれ上昇している。

また、本委員会が家計調査(総務省)を基礎に算定した本年4月の水戸市(調査対象世帯数96世帯)の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ125,880円、165,257円及び204,621円となっている。

5 給与制度等をめぐる動向

(1) 国の動向

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、併せて、公務員人事管理に関する報告を行った（巻末掲載）。

主な給与等の報告及び勧告は、次のとおりである。

- ア 民間給与との較差（0.09%）を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- イ ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ウ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

(2) 都道府県の動向

国家公務員の行政職の職員の俸給と本県のこれに相当する行政職の職員の給料について、国家公務員の俸給を100とし、ラスパイレス方式で比較したところ、平成30年4月1日現在、本県のラスパイレス指数は101.0（地域手当補正後は99.7）である。

各都道府県のラスパイレス指数の状況は、表－8のとおりとなっている。

表－8 都道府県の給与比較

ラスパイレス指数	98未満	98以上 99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団 体 数	4 ^{団体}	7 ^{団体}	11 ^{団体}	15 ^{団体}	10 ^{団体}
団体数(地域手当補正後)	5	9	12	17	4

むすび

職員の給与決定等の基礎となる諸条件は、以上のとおりである。これらを総合的に検討した結果、本委員会の見解は、次のとおりである。

1 職員の給与

(1) 公民較差等に基づく給与改定

職員の給与については、民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県の給与並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案した結果、次のとおり改定する必要がある。

ア 給料表

行政職給料表については、人事院勧告に準じて、改定すること。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、人事院勧告に準ずることを基本として、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、所要の改定を行うこと。

(2) 住居手当の改定

人事院は、公務員宿舍の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、最高支給限度額を1,000円引き上げることとした。

本県においては、これまで国に準じて見直しを行ってきたことを踏まえ、人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

なお、上記の改定に伴い、手当の支給月額が減ぜられることとなる職員等については、人事院勧告に準ずることを基本として、所要の措置を講ずる必要がある。

(3) 任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与

ア 給料表等

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）第5条に規定する任期付職員及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）第22条に規定する任期付短時間勤務職員については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表第1から別表第5に規定する給料表を適用している。

これらの職員の給料表については、相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職というその性質を考慮し、任期の定めのない常勤職員に適用される給料表によることとし、所要の改正を行う必要がある。

また、上記の改正が行われることを踏まえ、初任給、昇給、昇格等の基

準についても、所要の改正を行う必要がある。

イ 単身赴任手当

任期付短時間勤務職員の単身赴任手当については、所要の改正を行う必要がある。

(4) 給料の調整額及び特殊勤務手当の見直し

給料の調整額及び特殊勤務手当については、国の状況及び他の都道府県の動向等を踏まえ、勤務環境の変化等を考慮し、早急に見直す必要がある。

(5) 給与制度の整備に係る諸課題

従来から公務をめぐる環境の変化に適切に対応し、所要の制度改正を行ってきたところであるが、引き続き、国及び他の都道府県の動向等に留意し、給与制度の整備に係る諸課題について、検討を進める必要がある。

交通用具使用者に係る通勤手当については、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、見直しの検討を進める必要がある。

2 公務の運営

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

若年人口の減少、民間企業の採用意欲の高まりやいわゆる新卒一括採用の見直しの動き等により、本県職員を目指す受験者の確保は大変厳しい状況が続いている。そのような中、複雑かつ高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務の担い手となる有為の人材の確保が重要である。

このため、本県では、任命権者と連携しながら本県職員を目指す受験者の増加に向けて、大学等における説明会、県職員ガイダンスやSNS等を活用し、県の仕事の魅力ややりがい、男女共に働きやすい職場環境づくりの取組などの広報を実施してきたところであり、引き続き積極的に取り組む必要がある。

さらに、組織活力の向上を図る上では、民間企業における知識や経験等を持つ多様な人材を採用することが重要であり、平成29年度から本格的に実施した社会人採用選考について、引き続き取り組む必要がある。

障害者の雇用については、本年1月に実施した採用選考から身体障害者だけではなく、他の障害種別の障害者にも広く門戸を開き、併せて受験資格等の見直しを行ったところである。今後も障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）等の趣旨を踏まえ、その取組を推進するとともに、障害者が働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。

イ 人材の育成

複雑かつ高度化する行政課題に対応していくためには、強い使命感や経営感覚、豊かな創造力を有する人材の育成が重要である。

本県では、新規採用職員から管理職までの各職層に応じた研修に加え、職場研修支援等の各種支援事業を実施するほか、民間企業等への派遣研修、国、他県、市町村との人事交流等を行っているところであり、任命権者においては、組織の活力を最大限に高めるため、職員の資質向上と意識改革につながるよう、引き続き人材の育成に取り組む必要がある。

また、女性職員の更なる活躍を推進するため、女性職員がその能力を十分発揮できるよう、キャリアの形成の支援や積極的な登用に引き続き取り組む必要がある。

ウ 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の士気や意欲を高め、公務運営の活性化を図るためには、採用年次や試験区分等にとらわれず、能力・実績等に基づいた公正な人事管理を進めていくことが重要である。

その基礎となる重要な仕組みが人事評価制度であり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、平成28年度から全ての職員を対象に人事評価制度が本格実施され、平成29年度からはこれまでの任用面に加えて、全ての職層の職員に対して評価結果が給与にも反映されるようになったところである。

公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度とするには、職員の能力や実績を適切に評価するとともに、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の意欲の向上や人材育成に努めることが重要である。

また、人事評価制度を円滑に実施する上で、評価結果に関する苦情への的確な対応を図ることも必要である。

(2) 勤務環境の整備

ア 勤務時間等に関する取組

(ア) 長時間労働の是正

人材確保をめぐる状況が厳しい中、長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持や公務能率の向上の観点から重要な課題であり、ワーク・ライフ・バランスの推進、魅力ある職場づくりや多様で有為な人材確保にも資するものである。

本県では、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による労働基準法（昭和22年法律第49号）等の改正も踏まえ、本年4月から、職員の勤務時間に関する規則（昭和26年茨城県人事委員会規則第8号）において、時間外勤務命令を行うことが

できる上限を、原則、月45時間かつ年360時間とし、特例として、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に時間外勤務をさせる必要がある場合において年720時間などとし、各任命権者において事後的な検証を義務付けたところである。

また、任命権者においては、長時間労働是正の取組の中で、月80時間を超える時間外勤務の未然防止を図るため、本年から月半ばに40時間を超えた職員を確認し是正方策を検討するなど、長時間労働の是正に向けた取組を強化しているところである。これまでの取組を継続するとともに、各職場においてマネジメント強化を図るなど、職員の時間外勤務の縮減を推進していく必要がある。

なお、教育委員会では、文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」等が示されたことから、学校現場における教職員の長時間労働の是正に向け、具体的な取組を進めているところである。引き続き、学校・市町村教育委員会・県教育委員会が相互に連携して、学校における働き方改革を推進していく必要がある。

(イ) 仕事と家庭の両立支援

少子高齢化の進展を背景に、育児や介護の状況が変化する中、仕事と家庭の両立を図るため、多様で柔軟な働き方が可能となる勤務環境を整備することが重要な課題となっている。

本県では、時差出勤制度やテレワークを初めとした各種支援制度を整備してきたところである。これらの制度が職員の仕事と家庭の両立支援に活用されている状況が見られることから、引き続き利用状況等の検証を行い、多様で柔軟な働き方が可能となる勤務環境を整備していく必要がある。

また、各種支援制度の活用には、職場の理解と利用しやすい環境の整備が重要である。そのため、任命権者においては、育児や介護を行う職員のための支援制度等を周知するガイドブックを作成したり、育児休業時の収入のモデルケースや男性職員の育児休業の体験談を職員に紹介したりするなど、様々な取組が行われているところである。

より一層の制度利用の促進を図るため、引き続き職員に対する制度の周知や意識の啓発を行う必要がある。

(ウ) 心の健康づくりの推進等

職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる職場環境を整えることは、職員自身やその家族ばかりでなく、公務の運営にとっても極めて重要である。

本県では、メンタルヘルス対策として、研修会の開催や各種相談制度、

職場復帰支援制度の実施などに取り組んでおり、特に、過重労働に係る健康障害防止のための過重労働報告の徹底を図っているところである。

しかしながら、依然としてメンタル疾患に伴う長期病休者数が多いことから、ストレスチェック制度の効果的な活用により、職場環境の課題を的確に把握し、円滑かつ速やかに改善措置を講ずるなど、職員の心の健康づくりにより一層努める必要がある。

また、心の不調を早期に発見し適切に対処できるよう、引き続き相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、復帰後の職場の受入体制や再発防止に向けて職員の状況に応じたフォローアップの充実に努めていく必要がある。

イ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の運営にも支障をもたらすものである。

本県においては、任命権者において、ハラスメントの防止に関する要綱が制定されており、ハラスメントの防止や対応に係る様々な取組がなされているところである。

パワーハラスメントについては、パワーハラスメント防止対策等を含む、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）が成立し、今後、事業主が講ずべき措置等に関する指針について労働政策審議会において審議がなされることとなっている。国においては、パワーハラスメントの防止対策について新たな防止策を講ずるとしている。本県においては、国や民間労働法制の動向を注視していくことが必要である。

また、本委員会の苦情相談においても、依然として、ハラスメントに係る相談が寄せられており、職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な勤務環境を実現するために、引き続き取組を進める必要がある。

(3) 定年の引上げ

人事院は、昨年「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行い、質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳まで引き上げることが必要とした。

現在、政府において、人事院の意見の申出を踏まえて検討が行われているところであるが、本県においても、国の動向を注視しながら、定年引上げに関して人事管理や給与制度全般にわたり課題を整理し、対応していく必要がある。

(4) 会計年度任用職員制度の導入

地方公務員の臨時・非常勤職員については、総数が平成28年4月現在で約64万人と増加しており、教育をはじめとした様々な分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっており、適正な任用・勤務条件を確保することが求められている。

このような中、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成29年5月に公布され、一般職の会計年度任用職員制度の創設及び任用、服務規律等の整備が図られるとともに、臨時・非常勤職員について、任用要件が厳格化されたところである。

令和2年4月の改正法の施行に向け、任命権者において関係条例等が改正されたところであるが、制度が円滑に導入されるよう、その他所要の準備を引き続き進める必要がある。

(5) 公務員倫理の徹底

職員は県民全体の奉仕者であり、高い倫理観を持つことが常に求められている。

しかしながら、一部の職員によるわいせつ行為、飲酒運転、会計の不適切な処理等の法令遵守意識に欠ける事案が見られ、県民からの県全体に対する信頼の低下が懸念されるところである。

一人の職員の行動が公務全体の信用に大きな影響を与えることを認識し、県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、任命権者において、改めて職員の公務員倫理の徹底と意識向上を図る必要がある。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通して、公務運営の安定に寄与しているところである。

このような本制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実現されるよう要請する。

職員にあっては、県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービスの提供に努め、高い倫理観と使命感をもって全力で職務に専念することを望むものである。

別紙第2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）を次のとおり改正するよう勧告する。

I 平成31年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

ア 令和元年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

(イ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を1.175月分とすること。

(ウ) 医療大学の学長の職にある職員

勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.55月分）とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(イ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

(ウ) 医療大学の学長の職にある職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

特定任期付職員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすること。

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

II 給与制度改正のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

ア Iの2の(1)による改定後の別表第1から別表第5までの給料表を廃止すること。

イ 第5条に規定する任期付職員には、職員の給与に関する条例に規定する給料表を適用すること。

(2) **初任給，昇給，昇格等**

第5条に規定する任期付職員には，職員の給与に関する条例に規定する初任給，昇給，昇格等の基準を適用すること。

(3) **単身赴任手当**

任期付短時間勤務職員に対して単身赴任手当を支給すること。

3 職員の育児休業等に関する条例の改正

(1) **給料表**

任期付短時間勤務職員には，職員の給与に関する条例に規定する給料表を適用すること。

(2) **初任給，昇給，昇格等**

任期付短時間勤務職員には，職員の給与に関する条例に規定する初任給，昇給，昇格等の基準を適用すること。

(3) **単身赴任手当**

任期付短時間勤務職員に対して単身赴任手当を支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は，平成31年4月1日から実施すること。ただし，Ⅰの1の(2)のア，2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和元年12月1日から，Ⅰの1の(2)のイ，2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにⅡについては令和2年4月1日から実施すること。

2 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって，Ⅱの1の改定に伴い，当該住居手当の支給月額が減ぜられることとなる職員等については，所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	441,000		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			442,600
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	444,000		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	404,100		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	444,900			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	444,900			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	444,900			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	444,900	405,300		
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	444,900			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	444,900			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	444,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	444,900	406,400		
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	444,900			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	444,900			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	444,900			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	444,900	407,500		
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	444,900			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	444,900			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	444,900			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	444,900	408,500		
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	444,900			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	444,900			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	444,900			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	444,900	409,500		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	444,900			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	444,900			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	444,900			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	444,900	391,800		
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,200	444,900			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,200	444,900			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	410,200	444,900			

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900					
96		295,600	343,500	382,300					
97		295,800	343,700	382,600					
98		296,100	344,100	383,100					
99		296,500	344,500	383,500					
100		296,900	344,800	383,900					
101		297,100	345,100	384,200					
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び付則第4項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500

	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
再	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
任	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
用	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
職	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
員	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
以	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
外	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
の	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
職	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
員	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			

89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600	
99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000	
100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400	
101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700	
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130			376,200			
131			376,700			
132			377,200			
133			377,500			
134			378,000			
135			378,400			
136			378,800			

	137			379,100						
	138			379,600						
	139			380,100						
	140			380,600						
	141			380,900						
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

- 備考 1 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 3級の5号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、214,400円とする。

海事職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500	416,400
	2	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700	418,900
	3	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800	421,500
	4	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200	424,000
	5	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100	426,200
	6	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200	428,600
	7	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200	431,000
	8	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000	433,400
	9	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800	435,100
	10	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600	437,200
	11	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600	439,400
	12	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300	441,600
	13	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000	443,300
	14	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700	445,500
	15	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500	447,600
	16	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200	449,800
	17	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000	451,900
	18	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000	454,200
	19	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000	456,500
	20	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000	458,700
	21	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500	460,900
	22	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400	462,700
	23	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200	464,400
	24	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200	466,100
	25	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700	467,500
	26	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200	468,800
	27	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900	470,000
	28	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600	471,100
	29	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600	472,200
	30	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200	473,200
	31	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700	474,200
	32	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300	475,400
	33	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800	475,700
	34	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100	476,700
	35	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400	477,800
	36	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600	478,900
	37	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800	479,800
	38	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800	480,700
	39	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800	481,600
	40	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800	482,500

	41	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200	485,400
再	45	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200	487,700
	49	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500	488,000
任	50	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200	490,300
用	54	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600	491,300
	56	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900
	57	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
職	58	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300	
	59	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000	
	60	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700	
	61	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100	
員	62	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400	
	63	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700	
	64	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000	
	65	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200	
以	66	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
	67	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
	68	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100	
	69	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300	
外	70			369,600	422,000	449,600	
	71			370,000	422,600	449,900	
	72			370,300	423,200	450,100	
	73			370,800	423,700	450,300	
の	74			371,000	424,300		
	75			371,500	424,800		
	76			371,900	425,400		
	77			372,200	425,900		
職	78			372,700	426,500		
	79			373,200	427,200		
	80			373,700	427,800		
	81			374,200	428,100		
員	82			374,600	428,700		
	83			375,100	429,400		
	84			375,600	430,000		
	85			376,000	430,400		
86			376,500	430,900			
87			376,900	431,600			
88			377,400	432,300			

	89			377,900	432,500		
	90			378,400			
	91			378,900			
	92			379,400			
	93			379,700			
	94			380,100			
	95			380,600			
	96			381,000			
	97			381,500			
	98			381,800			
	99			382,300			
	100			382,700			
	101			383,300			
再任用 職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	273,400	331,900	382,100	457,700
	25	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	300,700	354,800	400,900	481,200
	36	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	310,400	364,400	408,400	491,300

	41	312,300	366,300	409,300	493,300
	42	312,800	368,200	410,900	495,200
	43	313,700	370,000	412,400	496,900
	44	314,600	371,800	414,000	498,800
	45	315,500	373,600	415,300	500,700
	46	316,500	375,400	416,900	502,500
	47	317,300	376,900	418,300	504,300
	48	318,300	378,700	419,900	506,200
再	49	319,200	380,200	421,300	507,900
	50	320,100	381,800	422,600	509,600
任	51	320,900	383,400	423,900	511,400
	52	321,700	385,100	425,200	513,300
	53	322,900	386,200	425,900	514,900
	54	323,700	387,700	426,900	516,500
用	55	324,500	389,100	427,800	518,200
	56	325,300	390,700	428,700	519,800
	57	326,000	392,000	429,600	521,400
	58	327,100	393,400	430,500	522,700
職	59	328,200	394,700	431,400	524,000
	60	329,200	396,200	432,300	525,200
	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
員	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
	65	334,100	402,900	437,100	530,000
	66	335,200	404,000	438,100	530,900
以	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	337,600	407,100	441,000	533,600
外	70	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	341,000	410,400	444,900	536,300
の	74	342,000	411,300	445,800	536,800
	75	343,000	412,100	446,700	537,600
	76	344,000	412,900	447,700	538,200
	77	345,000	413,600	448,500	538,700
職	78	346,000	414,000	449,000	
	79	346,900	414,300	449,700	
	80	347,800	414,600	450,300	
員	81	348,800	414,900	451,100	
	82	349,800	415,200	451,800	
	83	350,800	415,400	452,100	
	84	351,800	415,700	452,700	
	85	352,400	416,000	453,100	
	86	353,000	416,300	453,400	
	87	353,600	416,600	453,700	
	88	354,200	416,900	454,000	

	89	354,800	417,100	454,300	
	90	355,200	417,400		
	91	355,600	417,700		
	92	356,100	418,000		
	93	356,600	418,200		
	94	357,000	418,500		
	95	357,500	418,800		
	96	358,000	419,100		
	97	358,600	419,300		
	98	359,100	419,600		
	99	359,500	419,900		
	100	360,000	420,100		
	101	360,400	420,300		
	102	360,900	420,600		
	103	361,200	420,900		
	104	361,700	421,100		
	105	362,200	421,300		
	106	362,600			
	107	363,100			
	108	363,600			
	109	364,000			
	110	364,500			
	111	365,000			
	112	365,400			
	113	365,800			
	114	366,200			
	115	366,700			
	116	367,100			
	117	367,500			
	118	367,900			
	119	368,400			
	120	368,800			
	121	369,100			
	122	369,500			
	123	370,000			
	124	370,300			
	125	370,700			
	126	371,200			
	127	371,700			
	128	372,100			
	129	372,500			
	特				965,000
再任用 職員		282,800	293,800	315,700	399,700

備考 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の4級の特号給は、大学の学長のみに適用する。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	400,300	
	39	230,100	284,900	401,700	
	40	231,900	286,900	403,100	

	41	233,600	288,600	404,800
	42	235,300	290,900	406,200
	43	236,900	293,200	407,500
	44	238,500	295,700	409,000
	45	239,900	297,700	410,600
	46	241,200	300,100	411,900
	47	242,500	302,300	413,400
再	48	243,700	304,900	415,000
	49	245,100	307,200	416,700
	50	246,600	309,600	418,100
任	51	247,800	311,900	419,700
	52	249,300	314,100	421,200
	53	250,400	316,300	422,900
	54	251,600	318,300	424,400
用	55	253,000	320,300	426,000
	56	254,000	322,300	427,600
	57	255,300	324,200	429,100
	58	256,300	326,300	430,600
職	59	257,400	328,400	431,800
	60	258,600	330,400	433,000
	61	259,900	332,500	434,200
	62	260,900	334,600	435,500
員	63	262,300	336,800	436,800
	64	263,400	339,000	438,000
	65	264,700	340,700	439,200
	66	266,100	342,900	440,400
以	67	267,500	344,900	441,600
	68	269,100	347,100	442,800
	69	270,500	348,900	444,000
外	70	271,800	350,800	445,200
	71	273,100	352,800	446,400
	72	274,400	354,800	447,600
	73	275,500	356,400	448,700
の	74	276,700	358,300	449,300
	75	278,000	360,100	449,800
	76	279,000	362,000	450,300
職	77	280,200	363,800	450,800
	78	281,400	365,500	
	79	282,600	367,200	
	80	283,800	368,800	
員	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	
	84	288,500	374,700	
	85	289,500	375,800	
	86	290,600	377,200	
	87	291,600	378,600	
	88	292,800	379,900	

89	293,900	381,200
90	295,000	382,500
91	296,200	383,700
92	297,400	385,000
93	297,900	386,300
94	298,900	387,400
95	300,000	388,700
96	301,200	389,900
97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,500	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000

137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			
再任用 職員	234,000	274,300	331,100	415,200

- 備考 1 この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	370,000	
	39	229,300	258,700	371,300	
	40	231,000	261,000	372,900	

	41	232,600	263,600	374,000
	42	234,300	266,000	375,400
	43	235,900	268,200	376,800
	44	237,500	270,400	378,300
再	45	239,200	272,500	379,700
	46	240,700	274,700	381,300
	47	242,000	276,900	382,900
	48	243,400	278,800	384,400
任	49	244,600	281,100	385,800
	50	246,000	283,000	387,300
	51	247,400	284,900	388,800
	52	248,600	286,900	390,200
用	53	249,700	288,600	391,400
	54	251,100	290,900	392,700
	55	252,300	293,200	393,800
	56	253,300	295,700	394,900
職	57	254,500	297,700	396,300
	58	255,700	300,100	397,500
	59	256,800	302,300	398,700
	60	258,000	304,900	400,000
員	61	259,400	307,200	401,200
	62	260,200	309,600	402,200
	63	261,400	311,900	403,600
	64	262,300	314,100	404,900
以	65	263,300	316,300	406,100
	66	264,700	318,300	407,200
	67	265,800	320,300	408,400
	68	267,100	322,300	409,500
外	69	268,700	324,200	410,500
	70	270,200	326,300	411,700
	71	271,500	328,400	412,900
	72	272,900	330,400	414,100
の	73	273,900	332,500	414,700
	74	274,900	334,600	415,500
	75	276,100	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
職	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
員	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000

89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	

137			400,100		
138			400,400		
139			400,700		
140			401,000		
141			401,300		
142			401,600		
143			401,900		
144			402,200		
145			402,400		
146			402,700		
147			403,000		
148			403,200		
149			403,400		
150			403,700		
151			404,000		
152			404,200		
153			404,400		
154			404,700		
155			405,000		
156			405,200		
157			405,400		
再任用 職員		225,200	271,100	324,400	405,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則に定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000

	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700	
56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900	
57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800	
58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800	
59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800	
60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800	
61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900	
62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800	
63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500	
64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200	
65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000	
66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800	
67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600	
68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400	
69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100	
70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900	
71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700	
72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500	
73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200	
74	263,500	318,600	388,600			
75	264,700	319,700	389,200			
76	265,700	320,800	389,900			
77	266,800	321,900	390,600			
78	267,900	322,900	391,200			
79	269,100	323,800	391,800			
80	270,000	324,700	392,400			
81	271,200	325,800	393,000			
82	272,500	326,600	393,600			
83	273,800	327,300	394,200			
84	275,000	328,100	394,800			
85	276,100	328,600	395,300			
86	277,200	329,100	395,800			
87	278,500	329,600	396,300			
88	279,700	330,100	397,000			

89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			
再任用 職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験所、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700

	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
再	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
任	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
用	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
職	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
員	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
以	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
外	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
の	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
職	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
員	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000

	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
再	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
任	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
用	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
職	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
員	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
以	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
外	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
職	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
員	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			

89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用 職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600

再	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
任	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
用	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
職	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
員	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
以	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
外	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
の	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
職	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
員	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用 職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福祉職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500
	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800
	13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600
	16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600
	17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100
	20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000
	21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900
	22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800
	23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800
	24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700
	25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700
	26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600
	27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600
	28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600
	29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100
	30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900
	31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700
	32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300
	33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100
	34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500
	35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000
	36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600
	37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000
	38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200
	39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400
	40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500

	41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600
	42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800
	43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000
	44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100
	45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800
	46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500
	47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200
	48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900
再	49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500
	50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100
	51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600
任	52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000
	53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400
	54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700
	55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000
用	56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300
	57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600
	58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900
	59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200
職	60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500
	61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800
	62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100
	63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400
員	64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700
	65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000
	66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300
	67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600
以	68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900
	69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100
	70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400
	71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700
	72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000
	73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200
	74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500
	75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800
	76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000
	77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200
	78	251,000	315,700	341,400	386,000	
	79	252,000	316,400	341,900	386,500	
	80	253,000	317,100	342,300	387,100	
	81	253,900	317,400	342,500	387,600	
	82	254,600	317,700	342,800	388,000	
	83	255,600	318,300	343,300	388,400	
	84	256,600	318,600	343,700	388,800	
	85	257,200	319,000	344,000	389,000	
	86	258,000	319,300	344,300	389,200	
	87	258,700	319,700	344,800	389,500	
	88	259,600	320,000	345,200	389,800	

89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			
134	278,900			
135	279,300			
136	279,600			

137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					
再任用 職員	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

任期付職員行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	154,900円	195,500円	231,500円	264,200円	289,700円	319,200円	362,900円	408,100円	458,400円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての任期付職員に適用する。

任期付職員海事職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	184,600円	228,500円	272,300円	321,000円	357,500円	416,400円

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等である任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

任期付職員教育職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	166,100円	204,000円	331,100円	416,900円

備考 1 この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける任期付職員のうち、その職務の級が3級である任期付職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

任期付職員教育職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	166,100円	175,800円	293,000円	406,700円

備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける任期付職員のうち、その職務の級が3級である任期付職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

任期付職員医療職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	274,500円	335,000円	399,000円	471,700円

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師である任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

任期付職員医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	156,400円	188,400円	223,600円	249,600円	281,000円	327,000円	371,100円

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

任期付職員医療職給料表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	171,000円	192,400円	240,200円	262,700円	287,100円	330,100円	374,100円

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

任期付職員福祉職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	169,800円	209,600円	255,000円	275,900円	319,200円

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 3

第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第 5 条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

資 料 編

目 次

1 職員給与関係資料	1
第1表 給料表別職員数, 平均年齢及び平均経験年数	2
第2表 給料表別, 学歴別, 性別人員構成比	2
第3表 給料表別平均給与月額	3
第4表 職員別平均給与月額	4
第5表 扶養に関する調	5
その1 職員別扶養手当支給状況	5
その2 職員別扶養親族数	5
第6表 住居に関する調	6
その1 職員別住居手当支給状況	6
その2 住居手当受給者の住居区分別, 職員別人員及び平均受給月額	6
その3 住居区分別, 職員別, 住居手当額別人員	7
その4 住居区分別, 生計区分別, 職員別人員及び構成比	8
第7表 通勤に関する調	9
その1 職員別通勤手当支給状況	9
その2 通勤方法別, 職員別人員及び構成比	9
その3 通勤方法別, 職員別, 通勤距離別人員及び構成比	10
その4 交通機関等利用者の1か月当たり運賃負担額別, 職員別人員及び構成比 並びに平均負担額	11
第8表 給料表別, 級別, 号給別人員分布	12
その1 行政職給料表	12
その2 公安職給料表	15
その3 海事職給料表	18
その4 教育職給料表(一)	20
その5 教育職給料表(二)	23
その6 教育職給料表(三)	26
その7 研究職給料表	29
その8 医療職給料表(一)	31
その9 医療職給料表(二)	33
その10 医療職給料表(三)	35
その11 福祉職給料表	38
その12 特定任期付職員給料表	41
その13 第2号任期付研究員給料表	41

第9表	給料表別，年齢別人員分布	42
第10表	年齢別人員分布図（行政職）	43
第11表	手当の種類別，給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額	44
第12表	再任用職員の適用給料表別，級別人員	46
その1	常勤職員	46
その2	短時間勤務職員	46
2	民間給与関係資料	47
第13表	産業別，企業規模別調査事業所数	48
第14表	職種別，学歴別，企業規模別初任給	49
第15表	行政職給料表適用者の初任給と民間初任給の比較	49
第16表	企業規模別，職種別給与額等	50
その1	給与比較の対象職種	50
その2	給与比較の対象外職種	58
その3	再雇用者	60
第17表	民間における定期昇給制度の状況	62
第18表	民間における家族手当の支給状況	62
第19表	民間における住宅手当の支給状況	63
第20表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	63
第21表	民間における定年制の状況	64
第22表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	64
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち，60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	64
3	生計費関係資料	65
第24表	費目別，世帯人員別標準生計費（平成31年4月，水戸市）	65
4	労働経済関係資料	66
第25表	労働経済指標	66
	（参考）技能労務職員関係資料	68
1	技能労務職員給与関係資料	68
第1表	給料表別職員数，平均年齢及び平均経験年数	68

第2表	給料表別, 学歴別, 性別人員構成比	68
第3表	給料表別平均給与月額	68
第4表	扶養に関する調	68
その1	扶養手当支給状況	68
その2	扶養親族数	68
第5表	住居に関する調	69
その1	住居手当支給状況	69
その2	住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額	69
その3	住居区分別, 住居手当額別人員	69
その4	住居区分別, 生計区分別人員及び構成比	69
第6表	通勤に関する調	70
その1	通勤手当支給状況	70
その2	通勤方法別人員及び構成比	70
その3	通勤方法別, 通勤距離別人員及び構成比	70
第7表	給料表別, 級別, 号給別人員分布	71
その1	現業職給料表(一)	71
その2	現業職給料表(二)	74
第8表	手当の種類別, 給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額	76
2	民間技能労務従業員給与関係資料	77
第9表	職種別給与額等	77
第10表	民間における特別給の支給状況	77
(参考)	人事院の報告及び勧告	78

1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成31年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与制度を検討する基礎資料を得るため、平成31年4月1日現在における職員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象職員

調査日現在において、「職員の給与に関する条例」の適用を受ける職員について調査した。ただし、次に掲げる職員は、調査の対象から除外した。

ア 調査日付で退職した職員

イ 休職中の職員

(専従休職中及び停職中の職員を含む。)

ウ 海外派遣職員

(「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」適用者)

エ 育児休業中の職員

オ 無給休暇中の職員

カ 大学院修学休業中の職員

キ 公益的法人等派遣職員

(「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」適用者)

ク 再任用職員

ケ 非常勤及び臨時の職員

(3) 集 計

電子計算システムに導入されている職員の給与資料により行った。

第1表 給料表別職員数, 平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	30,988人	42.4歳	20.1年
行政職給料表	6,185	42.7	21.2
公安職給料表	4,684	37.3	18.3
海事職給料表	23	45.9	27.0
教育職給料表(一)	106	48.7	24.2
教育職給料表(二)	6,003	44.2	21.0
教育職給料表(三)	13,195	43.3	20.0
研究職給料表	260	40.3	17.1
医療職給料表(一)	26	40.3	13.9
医療職給料表(二)	265	39.5	15.8
医療職給料表(三)	189	42.5	19.9
福祉職給料表	42	42.1	19.4
特定任期付職員給料表	4	55.8	
第2号任期付研究員給料表	6	39.4	

第2表 給料表別, 学歴別, 性別人員構成比

給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	79.8%	6.6%	13.6%	0.0%	58.0%	42.0%
行政職給料表	49.4	14.2	36.4	0.0	66.6	33.4
公安職給料表	57.9	2.9	39.2		89.7	10.3
海事職給料表		13.0	87.0		100.0	
教育職給料表(一)	77.4	22.6			56.6	43.4
教育職給料表(二)	95.4	3.0	1.6		56.4	43.6
教育職給料表(三)	95.1	4.9	0.0		44.2	55.8
研究職給料表	96.2	1.5	2.3		77.3	22.7
医療職給料表(一)	100.0				65.4	34.6
医療職給料表(二)	87.5	12.5			41.1	58.9
医療職給料表(三)	40.7	58.8	0.5		5.8	94.2
福祉職給料表	69.0	28.6	2.4		52.4	47.6
特定任期付職員給料表	75.0		25.0		100.0	
第2号任期付研究員給料表	100.0				66.7	33.3

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全給料表	353,633 ^円	22,086 ^円	4,986 ^円	7,960 ^円	5,039 ^円	467 ^円	394,171 ^円
行政職給料表	332,969	21,287	8,013	8,676	5,457	171	376,573
公安職給料表	322,204	20,223	2,315	11,452	5,648	1,351	363,193
海事職給料表	379,491	23,856	0	18,109	4,348	0	425,804
教育職給料表(一)	431,183	27,069	9,878	10,085	4,608	3,733	486,556
教育職給料表(二)	380,241	23,484	2,766	8,549	5,640	5	420,685
教育職給料表(三)	362,791	22,428	5,548	6,175	4,304	49	401,295
研究職給料表	336,991	21,038	5,425	8,219	8,120	0	379,793
医療職給料表(一)	427,625	75,770	39,804	6,135	5,165	230,099	784,598
医療職給料表(二)	318,951	19,601	2,381	5,345	6,513	0	352,791
医療職給料表(三)	337,551	20,626	962	5,257	2,890	0	367,286
福祉職給料表	344,417	21,191	0	8,762	4,250	0	378,620
特定任期付職員給料表	555,250	33,315	0	0	0	7,500	596,065
第2号任期付研究員給料表	330,000	19,800	0	0	0	0	349,800

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当及び単身赴任手当(基礎額)等を含む(第4表について同じ)。

第4表 職員別平均給与月額

職員の区分 区分		全職員	一般職員		警察職員	教育職員
			うち行政職員			
平 31 ・ 4 ・ 1	給料	353,633 ^円	333,409 ^円	336,482 ^円	322,204 ^円	368,593 ^円
	地域手当	22,086	21,412	21,528	20,223	22,782
	管理職手当	4,986	7,545	8,193	2,315	4,706
	扶養手当	7,960	8,450	8,880	11,452	6,935
	住居手当	5,039	5,507	5,563	5,648	4,721
	その他	467	1,010	171	1,351	55
	計	394,171	377,333	380,817	363,193	407,792
平 30 ・ 4 ・ 1	給料	356,352	335,253	338,515	319,282	373,433
	地域手当	22,287	21,587	21,763	20,035	23,110
	管理職手当	5,112	7,591	8,226	2,378	4,880
	扶養手当	8,280	8,765	9,256	11,171	7,377
	住居手当	4,892	5,397	5,437	5,201	4,628
	その他	477	894	215	1,479	71
	計	397,400	379,487	383,412	359,546	413,499

(注) 職員別の区分は、次による（第5表、第6表及び第7表について同じ）。

- 1 一般職員：警察職員及び教育職員以外の職員
- 2 行政職員：行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員
- 3 警察職員：公安職給料表の適用を受ける職員
- 4 教育職員：教育職給料表(一)～(三)の適用を受ける職員

第5表 扶養に関する調

その1 職員別扶養手当支給状況

職員 の区分	区分 受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	11,873 ^人	19,115 ^人	30,988 ^人	7,960 ^円	20,775 ^円
一般職員	2,865	4,135	7,000	8,450	20,646
警察職員	2,537	2,147	4,684	11,452	21,144
教育職員	6,471	12,833	19,304	6,935	20,687

その2 職員別扶養親族数

職員 の区分	区分 配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	5,559 ^人	17,552 ^人	972 ^人	24,083 ^人	0.8 ^人	2.0 ^人
一般職員	1,369	4,124	291	5,784	0.8	2.0
警察職員	1,784	3,834	69	5,687	1.2	2.2
教育職員	2,406	9,594	612	12,612	0.7	1.9

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 住居に関する調

その1 職員別住居手当支給状況

職員の区分	区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員		6,110 ^人	24,878 ^人	30,988 ^人	5,037 ^円	25,546 ^円
一般職員		1,515	5,485	7,000	5,507	25,443
警察職員		1,034	3,650	4,684	5,640	25,549
教育職員		3,561	15,743	19,304	4,720	25,588

(注) 職員が居住する住居についての状況である。

	受給人員	受給者1人当たり平均受給月額
配偶者等の居住する住居	4 ^人	13,050 ^円

(注) 「配偶者等」とは単身赴任手当受給職員の配偶者等をいう。

その2 住居手当受給者の住居区分別、職員別人員及び平均受給月額

職員の区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
賃貸住宅	公営住宅	13 ^人	19,562 ^円	7 ^人	14,257 ^円	0 ^人	- ^円	6 ^人	25,750 ^円
	民間借家	6,097	25,558	1,508	25,495	1,034	25,549	3,555	25,588
	計	6,110	25,546	1,515	25,443	1,034	25,549	3,561	25,588

(注) 住居手当受給者の職員が居住する住居についての状況である。

その3 住居区分別, 職員別, 住居手当額別人員

区分		住居手当額			
		11,000円以下	11,100円以上 27,000円未満	27,000円	計
公 営 住 宅	全 職 員	3人	5人	5人	13人
	一 般 職 員	3	4	0	7
	警 察 職 員	0	0	0	0
	教 育 職 員	0	1	5	6
民 間 借 家	全 職 員	5	2,469	3,623	6,097
	一 般 職 員	1	597	910	1,508
	警 察 職 員	0	439	595	1,034
	教 育 職 員	4	1,433	2,118	3,555
計	全 職 員	8	2,474	3,628	6,110
	一 般 職 員	4	601	910	1,515
	警 察 職 員	0	439	595	1,034
	教 育 職 員	4	1,434	2,123	3,561
構 成 比	全 職 員	0.1%	40.5%	59.4%	100.0%
	一 般 職 員	0.2	39.7	60.1	100.0
	警 察 職 員	0.0	42.5	57.5	100.0
	教 育 職 員	0.1	40.3	59.6	100.0

(注) 主たる生計維持者である職員が居住する住居についての状況である。

その4 住居区分別、生計区分別、職員別人員及び構成比

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
自宅	主たる生計維持者	9,487人	30.6%	2,425人	34.6%	1,587人	33.8%	5,475人	28.4%
	その他	12,579	40.6	2,609	37.3	749	16.0	9,221	47.7
	小計	22,066	71.2	5,034	71.9	2,336	49.8	14,696	76.1
公舎等	主たる生計維持者	1,387	4.5	117	1.7	1,216	26.0	54	0.3
	その他	70	0.2	22	0.3	27	0.6	21	0.1
	小計	1,457	4.7	139	2.0	1,243	26.6	75	0.4
公営住宅	主たる生計維持者	16	0.1	9	0.1	1	0.0	6	0.0
	その他	20	0.1	7	0.1	0	0.0	13	0.1
	小計	36	0.2	16	0.2	1	0.0	19	0.1
民間借家	主たる生計維持者	6,113	19.7	1,517	21.7	1,034	22.1	3,562	18.5
	その他	1,316	4.2	294	4.2	70	1.5	952	4.9
	小計	7,429	23.9	1,811	25.9	1,104	23.6	4,514	23.4
計	主たる生計維持者	17,003	54.9	4,068	58.1	3,838	81.9	9,097	47.2
	その他	13,985	45.1	2,932	41.9	846	18.1	10,207	52.8
	合計	30,988	100.0	7,000	100.0	4,684	100.0	19,304	100.0

(注) 職員が居住する住居についての状況である。

第7表 通勤に関する調

その1 職員別通勤手当支給状況

職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	27,807 ^人	3,181 ^人	30,988 ^人	10,972 ^円	12,228 ^円
一般職員	6,097	903	7,000	14,227	16,334
警察職員	3,556	1,128	4,684	9,817	12,931
教育職員	18,154	1,150	19,304	10,073	10,711

その2 通勤方法別、職員別人員及び構成比

職員の区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
徒歩		1,114 ^人	3.6%	324 ^人	4.6%	603 ^人	12.9%	187 ^人	1.0%
交通機関等利用		611	2.0	397	5.7	69	1.5	145	0.8
交通用具使用	自転車	525	1.7	189	2.7	302	6.4	34	0.2
	原動機付自転車	143	0.5	27	0.4	66	1.4	50	0.3
	自動車	28,373	91.5	5,951	85.0	3,617	77.2	18,805	97.3
	小計	29,041	93.7	6,167	88.1	3,985	85.0	18,889	97.8
交通機関等と交通用具併用	交通機関等と自転車	84	0.3	40	0.6	14	0.3	30	0.1
	交通機関等と原動機付自転車	13	0.0	8	0.1	3	0.1	2	0.0
	交通機関等と自動車	125	0.4	64	0.9	10	0.2	51	0.3
	小計	222	0.7	112	1.6	27	0.6	83	0.4
計		30,988	100.0	7,000	100.0	4,684	100.0	19,304	100.0

その3 通勤方法別、職員別、通勤距離別人員及び構成比

区分		通勤距離										
		人 員	2 km 未満	2 km 以上 10km 未満	10km 以上 20km 未満	20km 以上 30km 未満	30km 以上 40km 未満	40km 以上 50km 未満	50km 以上 60km 未満	60km 以上 70km 未満	70km 以上	
徒 歩	全 職 員	1,114人	97.3%	2.6%	0.1%	%	%	%	%	%	%	
	一 般 職 員	324	95.4	4.6								
	警 察 職 員	603	98.7	1.3								
	教 育 職 員	187	96.3	3.2	0.5							
交 通 機 関 等 利 用	全 職 員	611		27.0	18.0	12.4	10.5	8.5	9.2	8.2	6.2	
	一 般 職 員	397		30.2	16.1	11.4	7.1	9.3	9.8	9.3	6.8	
	警 察 職 員	69		31.9	26.1	18.8	10.1	1.5	5.8	4.4	1.4	
	教 育 職 員	145		15.8	19.3	12.4	20.0	9.7	9.0	6.9	6.9	
交 通 用 具 使 用	自 転 車	全 職 員	525	32.3	65.9	1.0	0.4	0.4				
		一 般 職 員	189	16.4	82.1	0.5	0.5	0.5				
		警 察 職 員	302	43.4	56.0	0.3		0.3				
		教 育 職 員	34	23.5	64.7	8.8	3.0					
	原 動 機 付 自 転 車	全 職 員	143	5.6	65.0	17.5	9.1	2.8				
		一 般 職 員	27	7.4	70.4	14.8	7.4					
		警 察 職 員	66	6.1	84.9	4.5	4.5					
		教 育 職 員	50	4.0	36.0	36.0	16.0	8.0				
自 動 車	全 職 員	28,373	5.6	36.7	33.0	14.3	5.0	2.0	2.1	0.9	0.4	
	一 般 職 員	5,951	8.4	31.7	24.8	15.2	7.3	4.0	5.4	2.2	1.0	
	警 察 職 員	3,617	9.9	33.2	26.1	16.3	6.4	3.0	3.2	1.5	0.4	
	教 育 職 員	18,805	3.8	39.0	37.0	13.6	4.0	1.1	0.8	0.4	0.3	
交 通 機 関 等 併 用	全 職 員	222		29.7	20.7	14.0	6.8	9.0	12.6	5.0	2.2	
	一 般 職 員	112		25.9	15.2	15.2	8.9	7.1	18.8	6.2	2.7	
	警 察 職 員	27		44.5	11.1	3.7	3.7	18.5	3.7	7.4	7.4	
	教 育 職 員	83		30.1	31.4	15.7	4.8	8.4	7.2	2.4		
計	全 職 員	30,988	9.2	35.9	30.9	13.4	4.9	2.0	2.2	1.0	0.5	
	一 般 職 員	7,000	12.0	31.8	22.3	13.8	6.8	4.0	5.5	2.5	1.3	
	警 察 職 員	4,684	23.2	31.3	20.7	12.9	5.1	2.5	2.6	1.3	0.4	
	教 育 職 員	19,304	4.7	38.4	36.5	13.5	4.1	1.2	0.9	0.4	0.3	

その4 交通機関等利用者の1か月当たり運賃負担額別、職員別人員及び構成比並びに平均負担額

職員の区分 区分	全 職 員		一 般 職 員		警 察 職 員		教 育 職 員	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
10,000円以下	228 ^人	27.4 [%]	104 ^人	20.5 [%]	49 ^人	51.1 [%]	75 ^人	32.8 [%]
10,001円以上 20,000円以下	284	34.1	182	35.8	26	27.1	76	33.1
20,001円以上 30,000円以下	188	22.6	126	24.8	13	13.5	49	21.4
30,001円以上 40,000円以下	82	9.8	58	11.4	5	5.2	19	8.3
40,001円以上 50,000円以下	39	4.7	26	5.1	3	3.1	10	4.4
50,001円以上 55,000円以下	6	0.7	6	1.2				
55,001円以上	6	0.7	6	1.2				
計	833	100.0	508	100.0	96	100.0	229	100.0
負担者1人当たり負担額	19,023 ^円		20,174 ^円		12,819 ^円		18,408 ^円	

第8表 給料表別, 級別, 号給別人員分布

その1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 号給	人	15 人	人	人	人	1 人	1 人	人	1 人
2									1
3									1
4									1
5									1
6									1
7		2							
8									
9	21	94							
10		11	1						1
11		9	3						
12		9	1						
13	25	107	13						
14	2	12	7						1
15	1	15	40						
16		10	10						5
17	40	86	18						4
18	6	14	3					1	7
19	4	22	38						2
20	1	9	10						2
21	35	81	13						
22	3	20	8						1
23	5	17	47	1					1
24	5	10	15						
25	38	59	9	1				1	
26	5	24	11						
27	5	9	33	4		1		1	
28	1	5	9	1			1	4	
29	125	30	24					4	1
30	2	4	12					1	
31	3	9	13	7				3	
32	3	7	16	3				14	
33	125	9	25	4				7	
34	4	3	19	1			4	11	
35	8	1	21	2			2	4	
36	3	6	19				12	6	
37	120	3	39	10			20	3	
38	9	2	19	6			32	1	
39	13	1	22	8			31		
40	6	2	12	4			16		
41	13	4	23	9			17		
42	1	1	13	8			17		
43	1	2	15	9			9		
44			12	5		1	16		
45	8	3	23	14	1		5		
46			23	20			7		
47	1	2	16	9	1	3	12		
48			24	16	3	1	13		
49	4	1	9	18		5	11		
50			24	41	3	6	6		
51			22	16	4	10	6		
52		1	4	27	4	6	3		
53	3		14	17	5	42	7		
54			15	36	3	35	5		
55	1		16	45	2	52	7		
56			10	23	1	14	7		
57	5		24	38	4	44	3		
58			19	31	7	22	2		
59			14	41	1	43	3		
60	1		17	34	7	29	6		

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
61 号給	2 人	人	16 人	38 人	12 人	35 人	12 人	人	人
62			7	23	16	18			
63			14	40	9	51			
64			10	33	8	21			
65	4		12	37	3	27			
66			14	35	17	22			
67	1		4	35	7	63			
68			13	31	5	20			
69	4		12	27	2	24			
70			9	20	7	32			
71			6	33	11	42			
72			8	43	11	15			
73	3		5	15	9	20			
74			7	26	17	45			
75			6	26	10	41			
76			3	23	13	32			
77	1		3	31	4	19			
78			5	20	2	53			
79			3	19	5	32			
80			3	21	9	28			
81	3		6	24	19	23			
82			2	23	30	27			
83			4	20	14	30			
84			5	13	10	31			
85	2		5	24	14	279			
86			4	14	6				
87			8	20	18				
88				14	3				
89			2	17	12				
90				15	1				
91			3	9	1				
92			1	14	2				
93	5		3	4	3				
94			6	12					
95			3	18					
96			3	12					
97			4	13					
98				17					
99			1	51					
100			3	13					
101			1	148					
102			2						
103			3						
104									
105									
106			1						
107									
108									
109			1						
110			2						
111			3						
112			1						
113			5						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
122									
123									
124									
125									
計	681	731	1,109	1,580	356	1,345	293	61	29
職員総数								6,185人	

その2 公安職給料表（警察官である職員に適用）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	54								
10									
11		1	1						
12									
13	56	42	1	1					
14	3	6							
15	9	18	1	1	1				
16	4	3							
17	56	37	6	11					
18	3	3		3	3				
19	13	7	6	24	6				
20	3	6	2	3	2				
21	10	137	14	29	3				
22		10	3	12	6	1			
23		14	15	22	4				
24		5		6	10	2			
25	77	99	37	25	11				
26		15	13	12	14				
27	2	19	27	39	6				
28		10	8	12	15		1		
29	5	77	59	47	8	1	1		
30		23	15	17	7	2	2		
31		27	39	32	7		1		
32		7	9	25	16	2	1		
33	3	62	47	43	9	1			
34		18	17	23	15	5	3	1	8
35		19	36	46	12		1		
36		17	14	25	17	1	7		3
37	3	12	29	37	14				4
38		9	12	39	22	2	4		3
39		11	21	35	5	1	3		1
40		5	8	34	13	2	5		1
41		8	24	37	10	1	1		
42		3	8	35	19	1	8		1
43		7	16	31	8		3		1
44		6	3	33	18	2	6	1	1
45	1		5	30	12			1	7
46		6	4	33	24	1	6		
47			2	20	6	1	3	4	
48		2	6	22	18		3		
49	2	3	4	26	12		3	3	
50			1	35	29	3	6	1	
51			2	24	9	1		4	
52		1	1	29	15	1	4	11	
53	2	2		22	8		1	3	
54				31	19	1	5	5	
55			1	17	5		1	3	
56				19	15		11	1	
57				19	14		8	1	
58				24	13	3	8	1	
59			1	19	6	1	5		
60			1	27	9	1	10	7	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
61 号給	人	1 人	1 人	16 人	4 人	1 人	8 人	54 人	人
62				19	15		9		
63				21	3		3		
64			1	18	8		4		
65				14	4	2	5		
66				19	14	3	4		
67				9	4		5		
68				13	9	1	5		
69				8	4		3		
70				10	11	2	3		
71			1	8	12	1	3		
72				18	11	2	4		
73				11	11		1		
74				13	11	2	3		
75				5	7		3		
76				10	6		6		
77				4	10	3			
78				9	13	2	5		
79				3	2	1	5		
80				9	10	2	1		
81				4	3	1	2		
82				6	10	4	1		
83				6	5	2			
84				9	14	2	2		
85				3	7	1	28		
86				13	8	3			
87				3	3	14			
88				7	8	7			
89				2	11	18			
90				2	9	11			
91				2	5	10			
92				6	6	6			
93				5	4	46			
94				10	5				
95				1	7				
96				9	11				
97				2	9				
98				7	9				
99				3	19				
100				2	6				
101				3	50				
102				2					
103				3					
104				1					
105				1					
106				4					
107				1					
108				6					
109				4					
110				6					
111				8					
112			1	13					
113				6					
114				4					
115				3					
116				2					
117				2					
118				6					
119				7					
120				14					

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
121 号給	人	人	人	9 人	人	人	人	人	人
122				13					
123				1					
124				11					
125				70					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
計	306	758	523	1,675	873	184	234	101	30
							職員総数	4,684人	

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む船長，航海士，機関士，船舶通信士等の職員に適用）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25				1		
26						
27			1			
28						
29						
30						
31						
32						
33			1			
34						
35						
36						1
37					1	
38						
39			1			
40			2			
41						
42						
43						
44						
45				1		
46						
47						
48						
49						
50			1			
51						
52						
53				1		
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60			1			

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
61 号給	人	人	人	1 人	人	人
62						
63						
64						
65				1		
66			1			
67			1			
68						
69						
70			1			
71			1			
72			1			
73						
74						
75						
76						
77				1		
78						
79						
80						
81			1			
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101			2			
計	0	0	15	6	1	1
職員総数					23人	

その4 教育職給料表(一) (大学に勤務する学長, 教授, 准教授, 講師, 助教等の職員に適用)

	1 級	2 級	3 級	4 級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				1
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21		1		
22				
23				1
24				
25				
26				
27				
28			2	1
29			1	
30				
31				
32				
33	1	1	1	
34				1
35				1
36				2
37	1			
38			1	1
39	1			1
40				1
41	2		1	
42				1
43			1	1
44				
45	2			
46				1
47				3
48	1		1	
49	2		1	1
50				
51				1
52				
53		1		
54		2		1
55				1
56	1			1
57	1		2	2
58			1	
59	3			
60	1	1		

	1 級	2 級	3 級	4 級
61 号給	1 人	人	人	1 人
62	1		1	
63	1			
64			1	1
65	1			
66				
67				
68				1
69	1	2		
70			1	3
71			1	2
72		2		
73	1		1	1
74	1		1	
75		1		3
76				
77	1		1	2
78	1		1	
79	1			
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86			1	
87				
88			3	
89	1		3	
90				
91		1		
92				
93				
94	1			
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				

	1 級	2 級	3 級	4 級
121 号給	人	人	人	人
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129	1			
特				1
計	29	12	27	38
			職員総数	106人

その5 教育職給料表(二) [高等学校及び特別支援学校に勤務する
校長、教諭、実習助手等の職員に適用]

	1 級	2 級	3 級	4 級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		67		
6				
7				
8				
9	2	64		
10				
11		8		
12		3		
13		65		
14		1		
15		12		
16		3		
17	1	91		
18		6		
19		21		
20		11		
21		87		
22		5		
23		28		
24		8		
25	3	73		
26		11		
27	1	28		
28		13		
29	12	70		6
30		7		8
31	2	23		6
32		12		7
33	5	78		11
34		8		19
35		34		23
36		14		2
37	5	67		39
38		14		
39		15		
40		18		
41	2	72		
42		14		
43	1	30		
44		11		
45	5	62		
46		12		
47		42		
48		12		
49	7	63		
50	1	15		
51		40		
52		16		
53	4	57		
54	1	18		
55		43		
56	2	12		
57	4	56		
58	1	12		
59		34		
60	1	18		

	1 級	2 級	3 級	4 級
61 号給	5 人	41 人	人	人
62		16		
63	2	28	2	
64	1	19	3	
65	3	39	8	
66		29	2	
67		34	17	
68		19	3	
69	5	42	24	
70	2	26	6	
71	2	28	2	
72	1	22	12	
73	4	24	31	
74		26	3	
75	2	20	5	
76		27	9	
77	4	26	58	
78	1	38		
79	1	26		
80		40		
81	3	23		
82		24		
83		19		
84	1	26		
85	3	15		
86	1	21		
87	1	21		
88		46		
89	3	28		
90	1	28		
91		21		
92		44		
93	3	25		
94		54		
95	1	27		
96		39		
97	5	24		
98		36		
99	1	19		
100	1	38		
101	3	12		
102		44		
103	1	27		
104		52		
105	4	25		
106	1	48		
107	2	27		
108	2	58		
109	5	27		
110	3	28		
111	4	30		
112		47		
113	1	29		
114	2	67		
115	2	15		
116	2	19		
117	2	19		
118	2	53		
119	2	43		
120	1	55		

	1 級	2 級	3 級	4 級
121 号給	1 人	30 人	人	人
122		59		
123	2	22		
124		37		
125	2	21		
126		37		
127		37		
128	3	40		
129	1	57		
130	3	82		
131	2	34		
132		26		
133	3	36		
134	2	48		
135	3	40		
136	1	70		
137	2	89		
138	2	63		
139	2	96		
140	1	115		
141	1	129		
142	2	163		
143	1	136		
144	1	150		
145	2	354		
146	3			
147	1			
148	4			
149	5			
150				
151	2			
152	5			
153	36			
計	249	5,448	185	121
			職員総数	6,003人

その6 教育職給料表(三) (小学校及び中学校等に勤務する校長, 教諭, 助教諭等の職員に適用)

	1 級	2 級	3 級	4 級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17		257		
18				
19		4		
20				
21		246		
22		1		
23	1	22		
24		9		21
25	22	240		55
26		6		68
27	2	44		132
28		22		17
29	19	289		55
30		10		75
31		54		46
32		24		21
33	17	273		24
34		10		20
35	1	60		31
36		45		2
37	13	260		134
38		21		
39		63		
40		46		
41	15	217		
42		23		
43	1	62		
44		56		
45	20	220		
46		31		
47		72		
48		47		
49	12	185		
50		34		
51	1	77		
52		38		
53	17	160		
54		36		
55	1	61		
56		47		
57	9	138		
58		37		
59	2	62		
60		51		

	1 級	2 級	3 級	4 級
61 号給	10 人	121 人	人	人
62		32		
63	2	66		
64		45		
65	5	120		
66		44		
67	3	76		
68		43		
69	10	116		
70		55		
71	3	63		
72		37		
73	11	65	1	
74		44		
75	7	53		
76		38		
77	5	59		
78		63	3	
79	2	48	7	
80		56	10	
81	12	61	67	
82		49	62	
83	4	30	33	
84		34	59	
85	13	53	20	
86		35	50	
87	4	51	27	
88		49	87	
89	11	39	2	
90		36	3	
91	1	35	4	
92		46	67	
93	8	44	281	
94		34		
95	2	46		
96		39		
97	9	28		
98		48		
99	7	42		
100		50		
101	9	39		
102		56		
103	2	35		
104		67		
105	5	39		
106		58		
107	7	50		
108		59		
109	6	40		
110		49		
111	3	29		
112		29		
113	6	34		
114		40		
115	3	49		
116		45		
117	9	43		
118		57		
119	3	42		
120		67		

	1 級	2 級	3 級	4 級
121 号給	5 人	55 人	人	人
122		85		
123		36		
124		20		
125	54	23		
126		74		
127		47		
128		82		
129		26		
130		27		
131		65		
132		101		
133		62		
134		88		
135		67		
136		94		
137		67		
138		27		
139		41		
140		70		
141		115		
142		60		
143		77		
144		114		
145		45		
146		62		
147		62		
148		113		
149		124		
150		174		
151		257		
152		221		
153		312		
154		360		
155		349		
156		249		
157		786		
計	394	11,317	783	701
			職員総数	13,195人

その7 研究職給料表 [試験場, 研究所等に勤務し, 試験研究又は
調査研究業務に従事する職員に適用]

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		4			
6					
7					
8					
9		4			
10					
11					
12					
13		5			
14					
15					
16					
17		5			
18		3			
19					
20		1			
21		6			
22		1			
23		1			
24					
25		4			
26		1			
27		2			
28		2			
29		4	1		
30		2			
31					
32					
33		7	1		
34					1
35		2			
36		1	1		1
37		2	1		
38			1		
39		3			
40		1			
41		1	1		
42			2		
43		4	1		
44			2		
45		4	2		
46		1	1		
47		4	1		
48		2			
49		3			
50					
51		7	1	1	
52		1	2	1	
53		5	2	1	
54					
55		6		2	
56		2		1	
57		6		4	
58		1	3	1	
59		3		4	
60			1	1	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61 号給	人	3 人	1 人	2 人	人
62		3		1	
63		1	1	1	
64			1	1	
65		1	1	1	
66		1	2	1	
67			1	2	
68			1	2	
69		3		2	
70		3	2		
71				1	
72		2		1	
73		4		7	
74		1	2		
75		1	2		
76			1		
77		1	1		
78		1	4		
79			1		
80		1	1		
81			1		
82		1	2		
83			4		
84			2		
85			2		
86			2		
87			4		
88			1		
89			18		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	138	82	38	2
				職員総数	260人

その8 医療職給料表(一) (病院, 保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

	1 級	2 級	3 級	4 級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		2		
6				
7				
8				
9	3	2		1
10				
11				
12				
13	3	2		
14				
15		1		
16				
17				
18				
19				
20				
21		2		
22				
23				
24				
25		1		
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37		1		
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

	1 級	2 級	3 級	4 級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				1
64				
65				6
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	11	0	9
			職員総数	26人

その9 医療職給料表(二) (病院, 保健所等に勤務する薬剤師, 獣医師, 栄養士等の職員に適用)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9			1				
10			1				
11			3				
12		1					
13		6	2				
14			1				
15			6				
16		2	4				
17		3	4				
18			2				
19		2	2				
20							
21		7	2				
22			1				
23		4	1				
24			5				
25		7	5				
26							
27			2				
28		2	1				
29			2				
30							2
31							3
32			1				1
33			5				
34			5				
35			4				
36			4		1		
37							1
38			4				
39	1		3				1
40							
41			2				
42			1				
43			4		2		
44			2			3	
45			3	1		1	
46			1	1		1	2
47			1			1	
48			2	2		3	
49			1	1	4	2	
50			1		1	1	1
51			3		1	1	
52			2				
53			1		1		1
54			3	1		1	
55			1			1	
56			1			2	
57			1	4	1	2	
58			1		2	3	
59	1		1	1		1	
60			1	2		2	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61 号給	人	人	1人	1人	1人	1人	人
62			2		1		
63	1		1		1		
64				1	1	1	
65			1	1		1	
66				1		1	
67			2				
68						1	
69				1			
70				1		1	
71	1	1		1		4	
72							
73		1	1	1		11	
74							
75	1		1		1		
76							
77				1			
78							
79							
80							
81							
82							
83					1		
84							
85	2				7		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100				1			
101							
102							
103							
104							
105		1					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	7	38	113	23	26	46	12
職員総数						265人	

その10 医療職給料表(三) [病院, 保健所等に勤務する保健師, 助産師,
看護師, 准看護師等の職員に適用]

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10							
11			2				
12			1				
13							
14			1				
15		6	1				
16							
17		1	1				
18							
19		1	1				
20		1	1				
21		2	1				
22			1				
23			1				
24			2				
25							
26							
27		2	3				
28							
29							
30							
31		3	2				
32		1	3				
33			1				
34		1					
35		1	1				
36							
37							
38		1	1				
39			1				
40							
41		1	3				
42			1				
43			1				
44							
45			1	1			
46			4			1	
47							
48				1			
49			2				
50			1			2	
51			1				
52						2	
53			2	2	1	1	
54							
55			1			1	
56			1			1	
57			3				
58					2		
59			2	2		1	
60			1			3	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61 号給	人	人	3人	1人	人	1人	人
62			2		1		
63			1				
64			2			1	
65			2	3			
66			1	2		1	
67			1	1			
68				3			
69			3		2	5	
70					1		
71			1				
72				2			
73		1		2			
74			1	1			
75				1			
76				2			
77		1			1		
78			1		2		
79			2				
80			1				
81			1		2		
82				1	1		
83			3	1	1		
84				1			
85							
86				1	1		
87							
88							
89							
90					1		
91							
92					1		
93							
94					1		
95			1				
96					3		
97		1					
98							
99							
100							
101					17		
102							
103							
104							
105							
106							
107			1				
108							
109				1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153		1					
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	26	76	29	38	20	0
職員総数						189人	

その11 福祉職給料表 [児童福祉施設等に勤務し，入所者の指導，
保育等の業務に従事する職員に適用]

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		3			
14					
15					
16					
17		3			
18					
19					
20					
21		1			
22					
23					
24					
25	3				
26					
27					
28					
29	1				
30					
31					
32					
33	1				
34					
35					
36					
37					
38					
39		1			
40					
41					
42					
43					
44					
45		1			
46					
47					
48					
49			1		
50					
51				1	
52					
53					
54					
55		1			1
56		1			
57					
58				1	
59					
60			1		

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61 号給	人	1 人	人	1 人	人
62			1		
63				1	
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73				1	
74				1	
75			1	1	
76					
77				2	
78					
79					
80					
81					
82			1		
83					
84					
85				2	
86					
87				1	
88					
89					
90					
91					
92					
93				7	
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	5	12	5	19	1
				職員総数	42人

その12 特定任期付職員給料表

〔 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して
遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用 〕

1	号給	人
2		
3		1
4		1
5		2
6		
7		
	職員総数	4人

その13 第2号任期付研究員給料表

〔 先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の
かん養に資する研究業務に従事する職員に適用 〕

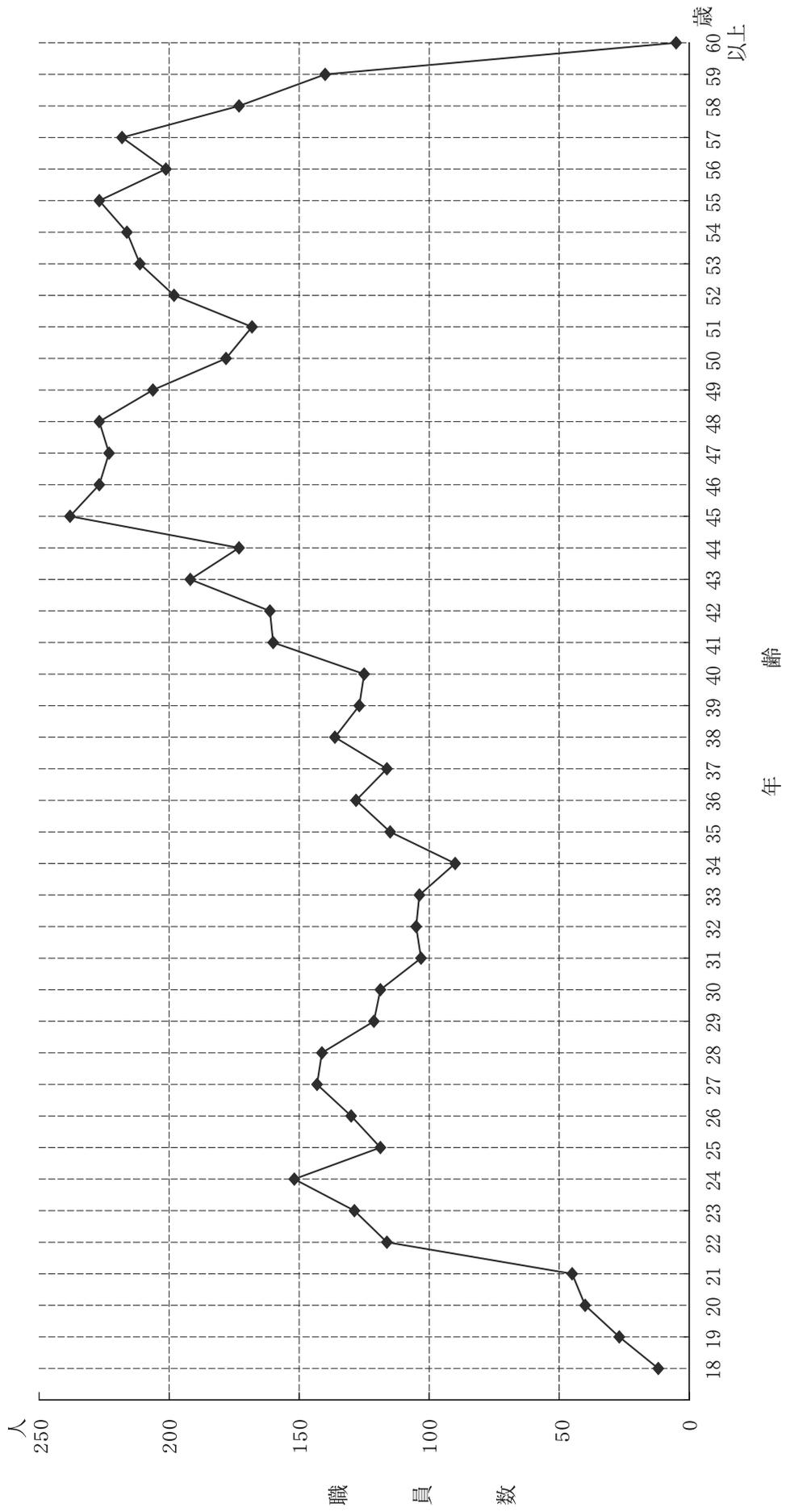
1	号給	6 人
2		
3		
	職員総数	6人

第9表 給料表別, 年齢別人員分布

年齢	職員の区分				
	全職員	うち行政職	うち公安職	うち教育職(二)	うち教育職(三)
18 歳	63人	12人	51人	人	人
19	84	27	56	1	
20	107	40	65	1	
21	115	45	69		
22	564	116	135	61	239
23	650	129	165	77	275
24	716	152	130	107	309
25	764	119	141	100	375
26	789	130	133	127	373
27	791	143	144	128	358
28	754	141	132	104	359
29	758	121	151	119	337
30	757	119	156	124	338
31	745	103	189	114	316
32	661	105	152	112	262
33	646	104	146	116	252
34	600	90	135	108	244
35	711	115	171	124	270
36	698	128	166	125	248
37	651	116	141	113	256
38	667	136	156	137	209
39	691	127	159	130	245
40	669	125	153	122	240
41	714	160	130	157	237
42	697	161	123	170	216
43	782	192	126	183	255
44	748	173	105	180	264
45	842	238	88	191	303
46	921	227	86	246	342
47	824	223	69	191	324
48	755	227	56	170	281
49	797	206	50	163	351
50	873	178	46	190	436
51	908	168	50	200	466
52	895	198	46	191	435
53	946	211	58	213	455
54	1,104	216	67	264	536
55	1,107	227	79	233	541
56	1,092	201	86	256	527
57	1,170	218	108	259	565
58	1,125	173	132	208	584
59	974	140	83	172	549
60以上	63	5		16	23
計	30,988	6,185	4,684	6,003	13,195

(注) 特に全職員において占める割合の高い給料表の人員分布を抜き出したものである。

第10表 年齡別人員分布圖 (行政職)



第11表 手当の種類別, 給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員 (人)											
	全料 給表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職
管 理 職 手 当	2,617	673	132		15	301	1,452	19	9	9	3	
初 任 給 調 整 手 当	37	2			14				21			
扶 養 手 当	11,873	2,596	2,537	18	51	2,398	4,022	109	9	72	49	12
地 域 手 当	30,948	6,178	4,684	23	106	6,001	13,170	260	26	265	189	42
住 居 手 当	6,112	1,325	1,036	4	19	1,324	2,218	85	5	67	22	7
通 勤 手 当	27,807	5,399	3,556	14	98	5,631	12,425	239	7	227	162	41
単 身 赴 任 手 当	255	19	211		1	1	21		1			
へき地手当及び へき地手当に準ずる手当	1						1					
義務教育等教員特別手当	19,196					6,001	13,195					
寒 冷 地 手 当												
計												

		全職員1人当たり平均受給月額（円）															
特定期員	第2号 任期付 研究員	全 料 給 表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	特定期員	第2号 任期付 研究員		
		4,986	8,013	2,315		9,878	2,766	5,548	5,425	39,804	2,381	962					
		220	79			3,450				228,945							
		7,960	8,676	11,452	18,109	10,085	8,549	6,175	8,219	6,135	5,345	5,257	8,762				
4	6	22,086	21,287	20,223	23,856	27,069	23,484	22,428	21,038	75,770	19,601	20,626	21,191	33,315	19,800		
		5,039	5,457	5,648	4,348	4,608	5,640	4,304	8,120	5,165	6,513	2,890	4,250				
3	5	10,972	13,963	9,817	4,043	16,116	12,674	8,841	19,092	8,853	16,098	16,468	11,024	6,700	12,250		
1		247	92	1,351		283	5	48		1,154				7,500			
								1									
		3,468					5,523	5,631									
		54,978	57,567	50,806	50,356	71,489	58,641	52,976	61,894	365,826	49,938	46,203	45,227	47,515	32,050		

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 常勤職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表	人	人	46人	人	16人	3人	人	人	人	65人
公安職給料表			19	43		5	6	1		74
海事職給料表			3							3
教育職給料表(一)										
教育職給料表(二)	25	149								174
教育職給料表(三)		392								392
研究職給料表			2							2
医療職給料表(一)										
医療職給料表(二)			1			1				2
医療職給料表(三)										
福祉職給料表										
全給料表計										712

その2 短時間勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表	人	人	104人	人	292人	9人	人	人	人	405人
公安職給料表										
海事職給料表										
教育職給料表(一)										
教育職給料表(二)		187								187
教育職給料表(三)		273								273
研究職給料表		2	3	1						6
医療職給料表(一)										
医療職給料表(二)				1						1
医療職給料表(三)										
福祉職給料表		3								3
全給料表計										875

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成31年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,284事業所

② 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から262事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員 初任給関係651人（行政職に相当する調査実人員554人）、初任給関係以外の調査職種11,683人（行政職に相当する調査実人員10,337人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、88,122人であり、行政職に相当するものは、63,246人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	220 事業所	98 事業所	86 事業所	36 事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	8	3	3	2
製 造 業	132	62	48	22
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	29	10	14	5
卸 売 業 ， 小 売 業	6	1	3	2
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	6	4	2	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	39	18	16	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所，調査不能の事業所が41所あった。
- 2 調査対象事業所262所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた261所に占める調査完了事業所220所の割合（調査完了率）は，84.3%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	206,012 円	206,222 円	206,835 円	200,515 円
	短 大 卒	182,306	184,594	180,584	183,000
	高 校 卒	164,653	165,819	164,810	158,486
新卒事務員	大 学 卒	202,543	204,051	200,984	200,515
	短 大 卒	179,752	181,443	178,541	—
	高 校 卒	164,929	167,996	162,442	156,940
新卒技術者	大 学 卒	211,485	209,096	215,529	—
	短 大 卒	183,898	186,872	182,034	183,000
	高 校 卒	164,464	164,354	166,702	159,104

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当，家族手当，通勤手当等，特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程，博士課程の修了者は含まない。

第15表 行政職給料表適用者の初任給と民間初任給の比較

試 験 区 分	初 任 給 月 額	民 間 初 任 給 と の 差	(参 考) 民 間 初 任 給
大 学 卒 業 程 度	198,432 円	△ 7,580 円 (△ 3.8%)	206,012 円
短 大 卒 業 程 度	177,232	△ 5,074 (△ 2.9%)	182,306
高 校 卒 業 程 度	162,180	△ 2,473 (△ 1.5%)	164,653

(注) 1 行政職給料表適用者の初任給月額は、初任給基準となる級号給の給料月額に県内地域を支給区分とした地域手当額を加算したものの。

2 民間初任給は、大学卒業程度については大学卒の新卒事務員・技術者を，短大卒業程度については短大卒の新卒事務員・技術者を，高校卒業程度については高校卒の新卒事務員・技術者を，それぞれ対応させている。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8人	50.2歳	734,568円	0円	734,568円
	工 場 長	26	54.3	769,255	5,223	764,032
	事 務 部 長	275	53.6	642,767	2,598	640,169
	技 術 部 長	373	52.3	676,435	867	675,568
	事 務 部 次 長	78	52.6	563,802	11,195	552,607
	技 術 部 次 長	85	51.0	690,207	3,690	686,517
	事 務 課 長	593	50.0	540,524	5,282	535,242
	技 術 課 長	982	50.3	571,160	4,142	567,018
	事 務 課 長 代 理	256	48.1	506,844	57,309	449,535
	技 術 課 長 代 理	462	47.4	527,869	74,002	453,867
	事 務 係 長	576	42.1	385,808	51,933	333,875
	技 術 係 長	939	44.5	449,899	75,696	374,203
	事 務 主 任	479	39.1	356,025	49,936	306,089
	技 術 主 任	605	43.9	470,238	85,408	384,830
事 務 係 員	2,170	37.3	294,303	34,164	260,139	
技 術 係 員	2,430	35.7	336,944	48,572	288,372	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表2 企業規模500人以上，本表3 企業規模100人以上500人未満及び本表4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち，課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において，職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	50.2	734,568	0	734,568
	工 場 長	18	55.5	823,759	0	823,759
	事 務 部 長	189	53.9	695,581	1,004	694,577
	技 術 部 長	308	53.1	716,783	1,042	715,741
	事 務 部 次 長	40	52.7	601,595	4,893	596,702
	技 術 部 次 長	56	53.2	721,776	3,896	717,880
	事 務 課 長	402	51.5	593,247	4,382	588,865
	技 術 課 長	868	50.7	586,235	3,859	582,376
	事 務 課 長 代 理	193	48.1	537,192	61,315	475,877
	技 術 課 長 代 理	396	47.4	536,755	77,320	459,435
	事 務 係 長	350	46.8	452,234	58,726	393,508
	技 術 係 長	809	44.7	454,184	75,064	379,120
	事 務 主 任	242	43.8	426,610	47,097	379,513
	技 術 主 任	407	42.9	458,481	67,565	390,916
	事 務 係 員	1,225	38.5	315,416	33,253	282,163
技 術 係 員	1,753	36.4	348,838	48,431	300,407	

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 9 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級, 4 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級, 4 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	7	51.7	659,047	20,033	639,014
	事 務 部 長	75	52.5	544,070	5,339	538,731
	技 術 部 長	50	51.8	539,667	138	539,529
	事 務 部 次 長	33	52.1	523,665	20,012	503,653
	技 術 部 次 長	27	48.7	662,463	3,551	658,912
	事 務 課 長	175	49.4	468,710	7,439	461,271
	技 術 課 長	97	47.7	448,692	6,668	442,024
	事 務 課 長 代 理	61	48.9	442,200	49,235	392,965
	技 術 課 長 代 理	63	47.6	456,926	48,405	408,521
	事 務 係 長	171	37.3	307,833	44,396	263,437
	技 術 係 長	113	45.7	439,735	84,719	355,016
	事 務 主 任	202	36.0	300,074	56,164	243,910
	技 術 主 任	170	47.2	520,375	130,877	389,498
	事 務 係 員	787	36.8	278,045	36,780	241,265
	技 術 係 員	597	34.5	309,885	51,393	258,492

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	1	X	X	X	X
	事 務 部 長	11	56.2	551,917	21,779	530,138
	技 術 部 長	15	53.0	506,833	2,686	504,147
	事 務 部 次 長	5	54.5	543,689	17,875	525,814
	技 術 部 次 長	2	48.0	448,865	0	448,865
	事 務 課 長	16	50.3	416,214	0	416,214
	技 術 課 長	17	47.2	425,028	0	425,028
	事 務 課 長 代 理	2	51.0	396,633	0	396,633
	技 術 課 長 代 理	3	42.8	383,468	0	383,468
	事 務 係 長	55	43.9	373,453	27,850	345,603
	技 術 係 長	17	45.3	391,949	1,471	390,478
	事 務 主 任	35	38.8	317,518	16,286	301,232
	技 術 主 任	28	42.6	316,157	1,944	314,213
	事 務 係 員	158	36.9	253,793	10,699	243,094
技 術 係 員	80	36.6	266,103	14,742	251,361	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 6 級, 7 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	1人	X歳	X ^円	X ^円	X ^円
	研究部（課）長	86	51.2	672,383	2,600	669,783
	研究室（係）長	89	52.1	632,809	3,568	629,241
	主任 研究員	130	47.0	579,113	68,315	510,798
	研 究 員	229	36.6	479,823	88,125	391,698
	研究 補助員	33	42.6	315,295	33,265	282,030
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	58.5	1,177,981	100,000	1,077,981
	副 院 長	3	59.2	807,230	0	807,230
	医 科 長	14	55.0	697,420	0	697,420
	医 師	24	39.2	539,174	0	539,174
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X
	薬 局 長	3	54.2	551,082	142	550,940
	薬 剤 師	26	35.7	381,663	45,158	336,505
	診療放射線技師	37	42.9	420,071	23,103	396,968
	臨床検査技師	40	45.5	423,663	33,387	390,276
	栄 養 士	29	35.4	302,177	29,851	272,326
	理学療法士	42	32.8	324,459	32,834	291,625
	作業療法士	24	32.8	305,353	23,847	281,506
	総 看 護 師 長	5	51.9	592,927	4,000	588,927
	看 護 師 長	44	50.4	465,290	19,873	445,417
看 護 師	183	41.2	391,526	44,735	346,791	
准 看 護 師	108	46.7	318,874	47,385	271,489	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	10	56.0	723,446	0	723,446
	大 学 教 授	37	57.7	639,803	0	639,803
	大 学 准 教 授	40	49.2	561,042	0	561,042
	大 学 講 師	25	42.9	433,432	0	433,432
	大 学 助 教	2	33.0	381,970	0	381,970
	高等学校校長	1	X	X	X	X
	高等学校教頭	4	50.8	591,193	0	591,193
高等学校教諭	51	39.9	446,503	31,549	414,954	

その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	4 ^人	65.3 ^歳	564,692 ^円	0 ^円	564,692 ^円
	60歳男性	—	—	—	—	—
	事務・技術部長	40	62.4	594,621	3,552	591,069
	60歳男性	8	—	618,913	15,365	603,548
	事務・技術部次長	2	62.0	433,399	4,648	428,751
	60歳男性	—	—	—	—	—
	事務・技術課長	25	61.9	394,383	7,770	386,613
	60歳男性	8	—	395,986	23,531	372,455
	事務・技術課長代理	1	X	X	X	X
	60歳男性	—	—	—	—	—
	事務・技術係長	9	62.2	290,957	17,064	273,893
	60歳男性	2	—	291,043	0	291,043
	事務・技術主任	11	63.1	235,755	6,940	228,815
	60歳男性	3	—	240,582	12,875	227,707
	事務・技術係員	480	62.6	278,628	17,924	260,704
	60歳男性	106	—	301,471	21,850	279,621

備

考

その1の1企業規模計の備考欄参照

第17表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項 目		自動昇給	査定昇給	昇格昇給
	企業規模				
係 員	規 模 計		39.8%	87.3%	48.2%
	500人以上		35.8	90.8	52.1
	100人以上 500人未満		42.7	83.8	44.6
	50人以上 100人未満		43.3	86.7	46.7
課長級	規 模 計		34.1	89.7	47.5
	500人以上		26.3	96.2	53.7
	100人以上 500人未満		39.4	84.5	41.9
	50人以上 100人未満		40.0	86.7	46.7

(注) 定期昇給の有無が不明及び定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である(複数回答)。

第18表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		81.9%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(91.6%)
子 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(99.1%)
家 族 手 当 制 度 が な い		18.1%
扶養家族の構成別 支 給 月 額	配 偶 者	12,310円
	配 偶 者 と 子 1 人	19,220円
	配 偶 者 と 子 2 人	25,333円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、その他の扶養親族については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	63.7%
支給しない	36.3%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	27,000円以上28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	64.4%	35.6%	60.6%	39.4%	58.7%	41.3%
500人以上	63.5	36.5	54.9	45.1	54.1	45.9
100人以上 500人未満	62.4	37.6	62.3	37.7	59.5	40.5
50人以上 100人未満	72.2	27.8	70.1	29.9	68.5	31.5

第21表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	89.9 %	10.1 %	— %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課長級		39.3 %	19.2 %	60.7 %
非管理職		34.5	24.1	65.5

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第23表において同じ）。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
80.0 %	80.0 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、平成31年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- ・ 食料費……食料
- ・ 住居関係費……住居，光熱・水道，家具・家事用品
- ・ 被服・履物費……被服及び履物
- ・ 雑費 I……保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽
- ・ 雑費 II……その他の消費支出（諸雑費，こづかい（使途不明），交際費，仕送り金）

(2) 費目別，世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における水戸市の平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別，世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の平成31年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と水戸市の平成31年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

なお、全国の平成31年4月の1人世帯の各費目別標準生計費は、平成26年「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に消費動向の変動分を加味して算定した。

第24表 費目別，世帯人員別標準生計費（平成31年4月，水戸市）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	24,466 円	38,559 円	47,739 円	56,918 円	66,097 円
住居関係費	39,350	31,570	33,998	36,430	38,858
被服・履物費	1,470	4,147	4,608	5,069	5,530
雑費 I	37,768	33,506	56,930	80,338	103,762
雑費 II	7,714	18,098	21,982	25,866	29,756
計	110,768	125,880	165,257	204,621	244,003

4 労 働 経

第25表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 現金給与総額 (調査産業計)				② きまって支給する給与 (調査産業計)				③ 総実労働 時間数 (調査産業計)		④ 所定外 労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		茨 城		全 国		茨 城		全国	茨城	全国	茨城
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
平成29年度	367.8	0.6	349.7	0.2	294.1	0.4	284.8	0.6	147.8	151.1	12.6	12.9
平成30年度	371.7	0.9	363.4	3.9	296.0	0.6	290.2	2.0	146.8	151.5	12.5	14.3
平成30年4月	310.6	0.0	296.5	0.9	298.5	0.2	294.2	1.9	150.8	155.5	13.0	14.3
5月	311.6	1.2	291.2	2.0	294.5	0.8	286.5	1.4	146.5	150.2	12.4	13.8
6月	552.6	2.5	559.1	12.5	296.8	0.8	292.0	2.6	152.5	156.7	12.4	13.5
7月	435.0	1.1	409.2	1.3	296.4	0.8	290.1	2.0	150.8	155.4	12.4	14.4
8月	306.2	0.7	299.8	△ 0.5	295.5	1.1	287.4	1.6	145.9	147.7	11.8	13.3
9月	303.4	0.4	295.5	1.8	295.5	0.5	289.3	2.2	143.3	148.3	12.2	14.3
10月	306.5	1.2	294.2	1.8	298.3	1.1	292.9	1.8	150.2	155.6	12.9	15.1
11月	323.5	1.8	311.9	3.2	298.7	1.4	293.4	1.2	153.6	158.0	13.1	15.0
12月	690.3	1.6	693.6	10.7	297.6	0.9	291.1	1.8	145.9	151.2	12.8	15.1
平成31年1月	304.7	0.2	296.6	△ 2.4	291.9	0.0	285.4	0.4	136.6	138.4	12.1	13.1
2月	296.3	△ 0.1	286.8	△ 0.8	292.8	0.3	286.0	△ 0.1	142.1	143.4	12.5	13.0
3月	318.5	△ 1.1	315.1	0.0	295.3	△ 0.1	287.9	△ 2.6	144.1	146.8	12.8	14.0
4月	311.1	0.1	296.6	0.1	299.5	0.3	292.9	△ 0.5	148.7	152.9	13.1	14.6
令和元年5月	311.7	0.1	312.4	7.3	294.8	0.1	299.1	4.4	141.4	143.0	12.4	12.6
資料出所	厚 生 労 働 省											

(注) 1 ①, ②, ⑦, ⑧は平成27年基準である。
 2 ①, ②, ③, ④は事業所規模30人以上の数値である。
 なお、全国の欄は、「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」である。
 3 ①, ②, ③, ④の茨城の年度の欄は、暦年の数値である。
 4 ⑥消費支出の世帯数は、家計調査における調査世帯数を示す。
 5 ⑥の平成29年度、30年度の欄は、それぞれ平成29暦年、30暦年の数値である。

済 関 係 資 料

⑤ 有効求人倍率 (季節調整値)		⑥ 消 費 支 出 (二人以上の世帯)						⑦ 消費者物価指数			⑧ 国内企業 物価指数	
全国	茨城	全国 (8,076世帯)		東京都区部 (408世帯)		水戸 (96世帯)		全国	東京都 区 部	水戸	全国	
(倍)	(倍)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
1.54	1.50	283.0	0.3	333.1	3.7	310.8	3.9	0.7	0.5	0.8	2.7	
1.62	1.62	287.3	1.5	326.2	△ 2.1	290.6	△ 6.5	0.7	0.8	0.9	2.2	
1.60	1.60	294.4	△ 0.5	375.6	△ 0.1	304.9	△ 15.6	0.6	0.5	0.7	2.2	
1.61	1.60	281.3	△ 0.6	300.9	△ 15.0	290.7	△ 0.7	0.7	0.4	0.7	2.7	
1.61	1.59	267.6	△ 0.4	281.9	△ 6.6	269.8	△ 11.4	0.7	0.6	0.6	2.8	
1.62	1.61	283.4	1.5	352.0	3.4	276.4	△ 22.5	0.9	0.9	1.1	3.1	
1.63	1.62	292.5	4.3	323.4	△ 1.1	334.3	16.5	1.3	1.2	1.3	3.1	
1.63	1.64	271.3	0.9	316.4	△ 2.8	275.8	△ 11.3	1.2	1.2	1.5	3.0	
1.62	1.61	290.4	2.7	322.5	△ 2.2	263.5	△ 14.5	1.4	1.5	1.6	3.0	
1.63	1.62	281.0	1.3	319.9	4.0	292.2	0.3	0.8	0.8	1.4	2.3	
1.63	1.65	329.3	2.2	374.5	7.3	348.8	3.0	0.3	0.4	0.5	1.4	
1.63	1.66	296.3	2.3	320.6	2.8	305.6	7.4	0.2	0.5	0.6	0.6	
1.63	1.64	271.2	2.1	293.5	1.4	303.9	14.4	0.2	0.6	0.2	0.9	
1.63	1.62	309.3	2.7	329.4	△ 4.9	311.6	11.0	0.5	0.9	0.5	1.3	
1.63	1.57	301.1	2.3	335.8	△ 10.6	315.7	3.6	0.9	1.3	1.3	1.2	
1.62	1.61	300.9	7.0	364.3	21.1	274.3	△ 5.6	0.7	1.1	1.1	0.6	
		総 務 省										日本 銀行

(参考) 技能労務職員関係資料

1 技能労務職員給与関係資料

第1表 給料表別職員数, 平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	170 人	52.4 歳	32.8 年
現業職給料表(一)	158	53.5	33.7
現業職給料表(二)	12	38.4	19.7

第2表 給料表別, 学歴別, 性別人員構成比

給料表	計	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
		短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	100.0 %	0.0 %	93.5 %	6.5 %	90.6 %	9.4 %
現業職給料表(一)	100.0	—	94.3	5.7	89.9	10.1
現業職給料表(二)	100.0	0.0	83.3	16.7	100.0	—

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	扶養手当	住居手当	計
全給料表	339,971 円	20,963 円	9,412 円	1,909 円	372,255 円
現業職給料表(一)	342,881	21,144	9,532	1,832	375,389
現業職給料表(二)	301,658	18,570	7,833	2,917	330,978

(注) 給料には, 給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

第4表 扶養に関する調

その1 扶養手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	100 人	70 人	170 人	9,412 円	16,000 円

その2 扶養親族数

区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
扶養親族数	69 人	73 人	31 人	173 人	1.0 人	1.7 人

(注) この表でいう扶養親族とは, 扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 住居に関する調

その1 住居手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	13人	157人	170人	1,909円	24,962円

その2 住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額

区分		人員	金額
賃貸住宅	公営住宅	0人	—円
	民間借家	13	24,962
	計	13	24,962

その3 住居区分別、住居手当額別人員

区分	住居手当額	11,000円以下	11,100円以上 27,000円未満	27,000円	計
		公営住宅	0人	0人	0人
民間借家		1	2	10	13
	計	1	2	10	13
	構成比	7.7%	15.4%	76.9%	100.0%

その4 住居区分別、生計区分別人員及び構成比

区分		人員	構成比
自宅	主たる生計維持者	99人	58.2%
	その他	54	31.8
	小計	153	90.0
公舎等	主たる生計維持者	3	1.8
	その他	0	0.0
	小計	3	1.8
公営住宅	主たる生計維持者	0	0.0
	その他	0	0.0
	小計	0	0.0
民間借家	主たる生計維持者	13	7.6
	その他	1	0.6
	小計	14	8.2
計	主たる生計維持者	115	67.6
	その他	55	32.4
	小計	170	100.0

第6表 通勤に関する調

その1 通勤手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	153人	17人	170人	10,069円	11,188円

その2 通勤方法別人員及び構成比

区分		人員	構成比
徒歩		10人	5.9%
交通機関等利用		0	0.0
交通用具使用	自転車	3	1.8
	原動機付自転車	1	0.6
	自動車	156	91.7
	小計	160	94.1
交通機関等と交通用具併用		0	0.0
計		170	100.0

その3 通勤方法別、通勤距離別人員及び構成比

区分	通勤距離	人員	通勤距離別人員及び構成比								
			2km未満	2km以上 10km未満	10km以上 20km未満	20km以上 30km未満	30km以上 40km未満	40km以上 50km未満	50km以上 60km未満	60km以上 70km未満	70km以上
徒歩		10人	100.0%								
交通機関等利用		0									
交通用具使用	自転車	3	66.7%	33.3%							
	原動機付自転車	1			100.0%						
	自動車	156	3.2%	40.5%	30.1%	17.9%	3.8%	1.9%	1.3%	1.3%	
交通機関等と交通用具併用		0									
計		170	10.0%	37.6%	28.2%	16.5%	3.5%	1.8%	1.2%	1.2%	

第7表 給料表別, 級別, 号給別人員分布

その1 現業職給料表(一) (現業職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					5
41					2
42					2
43					
44					5
45					11
46					3
47					
48					2
49					1
50					7
51					3
52					
53					
54					3
55					10
56					2
57					1
58					1
59					5
60					
61					1
62					3
63					6
64					5

		1級	2級	3級	4級	5級
65	号給	人	人	人	人	4人
66						
67						1
68						
69			1		1	
70					1	
71						
72						
73					1	
74					1	
75					2	
76					1	
77					1	
78						
79					2	
80					1	
81				2	2	
82						
83					1	
84				3	3	
85				2	4	
86					2	
87					2	
88				1	3	
89					1	
90					3	
91					2	
92					8	
93				2	3	
94					2	
95					2	
96					5	
97						
98					3	
99					3	
100						
101					2	
102				1		
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110		1				
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

	1級	2級	3級	4級	5級
129 号給	人	人	人	人	人
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計	1	1	11	62	83
				職員総数	158人

その2 現業職給料表(二) (船舶に乗り組む技能労務職員に適用)

		1級	2級	3級	4級
1	号給	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13			1		
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37		1			
38					
39			1		
40					
41					
42					
43					
44					
45		1			
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54			1		
55					
56			1		
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

	1級	2級	3級	4級
65 号給	人	人	人	人
66				
67				
68			1	
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76			1	
77				
78				
79				
80				
81	1			
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				1
91				
92				
93				1
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106			1	
107				
108				
109				
計	3	4	3	2
			職員総数	12人

第8表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員			全職員1人当たり平均受給月額		
	全給料表	現業職(一)	現業職(二)	全給料表	現業職(一)	現業職(二)
扶 養 手 当	100 ^人	94 ^人	6 ^人	9,412 ^円	9,532 ^円	7,833 ^円
地 域 手 当	170	158	12	20,963	21,144	18,570
住 居 手 当	13	11	2	1,909	1,832	2,917
通 勤 手 当	153	149	4	10,069	10,696	1,825
計				42,353	43,204	31,145

2 民間技能労務従業員給与関係資料

第9表 職種別給与額等

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
技能・ 労務 関係 職種 電話交換手	—	—	—	—	—
自家用乗用 自動車運転手	—	—	—	—	—
守 衛	22	37.5	381,257	111,140	270,117
用 務 員	1	X	X	X	X

備考 自家用乗用自動車運転手については、業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。

第10表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		技能・労務等従業員
	下 半 期	上 半 期	
平均所定内給与月額	(A ₁)	(A ₂)	280,049円
			282,732円
特別給の支給額	(B ₁)	(B ₂)	552,555円
			601,859円
特別給の支給割合	$\left[\frac{B_1}{A_1} \right]$		1.97月分
		$\left[\frac{B_2}{A_2} \right]$	2.13月分
特別給の支給割合年間計			4.10月分

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

(参考) 人事院の報告及び勧告

【給与勧告の骨子】

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09% [行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳]
[俸給 344円 はね返し分(注) 43円] (注) 俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月(公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30 月（支給済み）	1.30 月（改定なし）
勤勉手当	0.925 月（支給済み）	0.975 月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30 月	1.30 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

【公務員人事管理に関する報告の骨子】

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請